

平成20年6月27日

株 主 各 位

大阪市北区大淀中一丁目1番30号
セ ン コ ー 株 式 会 社
代表取締役社長 福 田 泰 久

第91回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第91回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
- 1.第91期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第91期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号 議 案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当につきましては1株につき4円と決定いたしました。

第 2 号 議 案

執行役員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

期末配当金のお支払いについて

第91期期末配当金は、「第91期期末配当金領収証」の注意書をご覧のうえ、払渡期間内（平成20年6月30日から7月31日まで）にお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

なお、口座振込をご指定の方は同封の「第91期期末配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」により、ご指定口座をご確認ください。

以 上

单元未満株式の買増請求並びに
買取請求手続のご案内

当社では証券市場において株式を売買できる取引単位を1单元(1,000株)とさせていただいておりますので、1单元未満(1~999株)の株式は証券市場においては、売買ができません。

单元未満の株式をご所有されている株主さまは、单元株式(1,000株)となるまでの不足分の株式を当社に対して買増請求していただき、1单元の株式とすることができます。

(【例】700株ご所有の株主さまが、300株を買増して1,000株とすることができます。)

また、売却を希望される場合は、当社に対して買取請求していただくことができます。

お手続の詳細につきましては、当社株主名簿管理人の三菱UFJ信託銀行までお問い合わせください。

なお、証券保管振替制度をご利用の場合は、お取引のある証券会社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

株主名簿管理人
事務取扱場所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話 0120-094-777 (通話料無料)

以上